

本邦に於ける幼稚園教育史

堀 七 藏

一、女子教育の嚆矢

廣く世局の進運に鑑み女子教育の忽にすべからざるを察し、明治七年一月文部少輔田中不二麿氏は女子師範學校設置の必要を具して大政大臣の裁可を乞はれました。それで文部卿は明治七年三月十三日神田宮本町八番地（後に本郷區湯島三丁目二十四番地と變更せられた）に東京女子師範學校が創立せられました。これが現東京女子高等師範學校の起源であります。そして明治八年二月二日 皇后陛下には東京女子師範學校の設立を嘉し給ひ御内庫金五千圓を御下賜になり、また同年十一月二十九日校舎新築成り開校式を擧げた日特に

皇后陛下には東京女子師範學校に行啓あらせられました。そして特に令旨を賜つたのであります。

女子教育ノ根抵ヲ培益センガ爲メ去年此校ヲ設置有ントスルヲ聞キ嘉尙ニ堪ヘズ 今經營既ニ成リ爰ニ開業ノ典ヲ擧ク 庶幾クハ自今此校ノ旺盛ニ赴キ遂ニ女教ノ美果ヲシテ全國ニ蕃結スルヲ觀ン事ヲ

更に明治九年二月十五日 皇后陛下には御詠を賜はりました。それは奉じて東京女子高等師範學校の校歌となり生徒兒童幼兒等が、式毎に歌ふところとなつてゐます。

御詠

みかゝすは玉もかゝみもなにかせん

學ひの道もかくこそ有けれ

二、官立幼稚園の設定

明治八年九月十五日 幼稚園開設の議が決定せられ同九年六月二日保育の方法及び建築の設計が定められ、同十一月十六日開園せられたものであります。従つて眞に幼稚園が開始せられたのが明治九年十一月で東京女子師範學校開校よりも約一ヶ年遅れてゐる譯であります。當時は獨逸人を招聘して保育の方法を講究したもので純粹にフレーベル氏の範に従つたものであります。兎に角この官立幼稚園は東京女子師範學校と併置せられそれゝ獨立してゐたものであります。後に附屬幼稚園として經營管理せられるに至つたものであると申します。

明治十年十一月時の 皇太后陛下 皇后陛下が特にこの官立幼稚園に行啓遊ばされまして 令詞を賜りました。

皇太后宮令詞

曩ニ此園ノ設アルヲ聞キ今其様ヲ見ルニ幼稚ノ訓育稍宜ニ適シタルコトヲ知り尙倍訓育ノ力ヲ竭シ幼稚ヲシテ身ヲ保チ智ヲ増サシメンコトヲ望ム

皇太后令詞

人ノ身ヲ保チ智ヲ増サンハ稚キ時ノ育方ニアレバ此園ノ業モ最モ難カルベキヲ今稚キ者共ノ狀ヲ觀ルニ其身ノ健ニシテ其智ノ開ケ行カン効マテ目ノアタリニ知ラレタルハ誠ニ喜ハシキ事ナリ 尙務メテ此園ノ育方ヲ普ク敷キナハ人々ヲシテ皆洪福アランコト誰カ疑フベキ

右の令詞に對し當時の東京女子師範學校攝理中村正直氏は左の如き答詞を述べて居られます。

開園以來日久シカラズト雖モ幼稚教育ノ稍宜ニ適スルハ保母ノ力ニ由レリ 今ヤ兩宮臨御アリテ御詞ヲ辱フス 此事後日ノ勤勉トナリ此園幼稚育方ノ益々進歩スルニ至ラバ臣等與リテ餘榮アリ

三。創立當初の幼稚園規則

幼稚園は學齡未滿の幼兒をして天賦の知覺を開達し固有の心思を改發し身體の健全を滋補し實際の情誼を曉知し善良の言行に慣熟せしむる所とす。これが幼稚園保育の要旨でありました。今日より考へると中々六ヶしい言葉を使つたものありませう。

一、學年及業日

學年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル之ヲ二期ニ分チ第一期ハ九月十一日ヨリ翌年十二月二十日ニ至リ第二期ハ二月二十一日ヨリ九月十日ニ致ル。

休業日ヲ定メテ左ノ如シ

日曜日 孝明天皇祭 紀元節 春季皇靈祭 神武天皇祭

秋季皇靈祭 神嘗祭 天長節 新嘗祭

年末休業日(十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マデ) 冬期休業(二月十六日ヨリ同月二十日マデ)

夏季休業(七月十一日ヨリ九月十日マデ)

二、在園年限

滿六歳マデトス但シ事情ニ由リテハ滿六歳以上ノモノト雖モ猶モ在園セシムルコトアルベシ

三、保育科目

第一 物品科

日用ノ器物即チ椅子・机或ハ禽獸・花菓等ニ就キ其性質或ハ形狀等ヲ示メス

第二 美麗科

美麗トシテ好愛スル物、即チ彩色等ヲ示メス

第三 知識科

観玩ニ由ツテ知識ヲ開ク 即チ立方體ハ幾個ノ端線、平面、幾個ノ角ヨリ成リ其形ハ如何ナル
カ等ヲ示メス

右三科包有スル所ノ子目左ノ如シ

- 一、五彩球の遊ビ
- 一、三形物ノ理解
- 一、貝ノ遊ビ
- 一、鑽ノ連接
- 一、形體ノ積ミ方
- 一、形體ノ置キ方
- 一、木箸ノ置キ方
- 一、環ノ置キ方
- 一、剪紙
- 一、剪紙貼付
- 一、針畫
- 一、縫紙
- 一、圖畫
- 一、織紙
- 一、疊紙
- 一、木箸細工
- 一、粘土細工
- 一、木片ノ組ミ方
- 一、紙片ノ組ミ方
- 一、計數
- 一、博物理解
- 一、唱歌
- 一、説話
- 一、體操
- 一、遊嬉

官立幼稚園設立當時は關信三氏が監事でありましたが後神律專三郎氏監事となり、保姆には松野くら女、近藤濱女、横川梅女、開誘室手傳山田りせ女、村井政女でありました。また明治九年六月建築

した幼稚園は建坪二百二十五坪であつたと申します。

三、保姆練習科

東京女子師範學校に於て幼稚園を設置せられると地方に於ても亦幼稚教育の必要を認め本校附屬幼稚園に模倣して次第に之が開設をなすやうになつたのであります。しかし保姆養成の機關が未だ備つてゐなかつたので東京女子師範學校に於ては止むを得ず地方の請求に應じ保姆見習なるものを置き之に必要な教科を與へ僅にその供給を充したものであります。しかし時勢の趨向は到底かゝる小規模の設備に甘することが出来なくなつたので明治十一年六月二十七日を以て保姆練習科を設置したのであります。その規則の大意は左の通りでありました。

保姆練習科ノ修業年限ハ一ケ年トス 之ヲ前後二期ニ分ツ ソノ學科及程度ハ左ノ如シ

學科	前期	時間數	學科	後期	時數
教育學	其大意ヲ口授シ其要義ハ生徒ヲシテ手記セシム。	二	修身學	其大意ヲ口授シ其要義ハ生徒ヲシテ手記セシム。	二
物理學並 動植物學	其大意ヲ口授シ或ハ實物經驗ヲ以テ之ヲ示シ生徒ヲシテ其概略ヲ解了セシム。	二	人體論	口授或ハ問答法ニヨリテ人體ノ法ヲ理解セシム。	二
幾何學	平面幾何ノ大意ヲ口授シ或ハ之ヲ問答ス。	一	幾何學	立體幾何ノ大意ヲ口授シ或ハ之ヲ問答ス。	一
圖畫初步	幼稚圖法ノ縱橫線ヨリ始め略諸物體ノ形狀ヲ模寫スルノ法ヲ知ラシム。	一	古今小説	幼稚園適當ノ小説ヲ記憶セシメ且ツソノ語法ヲ練習セシム。	一

園制大意

幼稚園記及び其附録ニ就イテ口授ス

布列別傳

當分原書ニ就テ口授シ生徒ヲシテ手記セシム

音樂

唱歌遊戯ヲ授ク

音樂

唱歌遊戯ヲ授ク

恩物利用

二十恩物ノ内前十號ノ用法ヲ授ケ殊ニ製作品ノ貯藏スベキモノアルトハ検査ノ上縦覽室ニ陳列スベシ

恩物利用

授業法ハ前期ト同ジ

體操

體操

實地保育

六

實地保育

六

入學資格ハ(一)、年齡 大約二十歳以上四十歳以下ノ者、(二)性行善良ナル者、(三)體質健全ノ者ニ

テ種痘又ハ天然痘ヲ經タルモノタルコト、(四)學力ハ普通ノ書ヲ解シ略算術ヲ學ビ得タルモノ

而して入學試験の上合格したるものは直に入學を許可したのであります。保姆練習科設置當初生徒

を募集せしに僅々一兩名に過ぎず、是れ畢竟學資を給與せざると入學試験科目の高尙に過ぐるとに基

くものとなし入學試験科目を較々容易にし學資を給與することとなし明治十一年十月三十一日給費生

を置いたのであります。そして生徒は凡て通學せしめ、學資は自辨とす。

別但に給費生五人を置き一人一ヶ月五圓以下を給する事になしたのであります。それで給費生五名

自費生六名計十一名で授業を開始した。この自費生の内大阪府より府費を以て幼稚園保姆見習のため

入校したものが二人ありました、而してこの二人が後に大阪に歸り幼稚園の元祖となり大に活動した

ものであります。しかし明治十三年七月東京女子師範學校は大に學則を改め保姆練習科を廢止した